

狩野川 100km サイクリング

10/3±4日 7:00~17:00 雨天決行

集合会場(スタート&ゴール) / 狩野川河川敷特設会場(中島運動公園)

今年の狩野川 100 km サイクリングは、第 10 回記念大会として、より盛大に開催します！

なんとと言っても目玉は、総走行距離 160 km におよぶ「2 DAYS センチュリーライド」！山あり谷ありの一筋縄ではいかない超エキスパートコースですが、その分、伊豆と狩野川の魅力が詰まったコース設定になっています。足に覚えのある人、ぜひ挑戦を。

例年通りの 50 km コース、100 km コースもあり、今年も K-MIX パーソナリティ 高橋正純さん(写真)が 100 km コースで参加します。



参加資格 安全にマナーよくサイクリングできる健康な全コースともヘルメット着用の人で、160 km コースは高校生以上、100 km コースは中学生以上、50 km コースは小学生以上。

*小学生は必ず保護者が一緒に走行すること。

参加費 大人(高校生以上)160 km コース 5,500 円
大人(高校生以上) 3,500 円
小・中学生 2,000 円
*いずれも軽食つき。

定員 400 人(先着順)

160 km コース 10月3日(土)・4日(日)の2日間

10月3日(土) 60 km(合計標高差約 1,330m)

コース: A 中島運動公園 F だるま山高原レストハウス G 風早峠 C 狩野ドーム A 中島運動公園

10月4日(日) 100 km

コース: A 中島運動公園 B 萬城の滝キャンプ場 C 狩野ドーム A 中島運動公園 D 長伏スポーツ公園 E 千本浜公園 D 長伏スポーツ公園 A 中島運動公園

100 km コース

10月4日(日) *コースは上記 100 km コースと同じ。

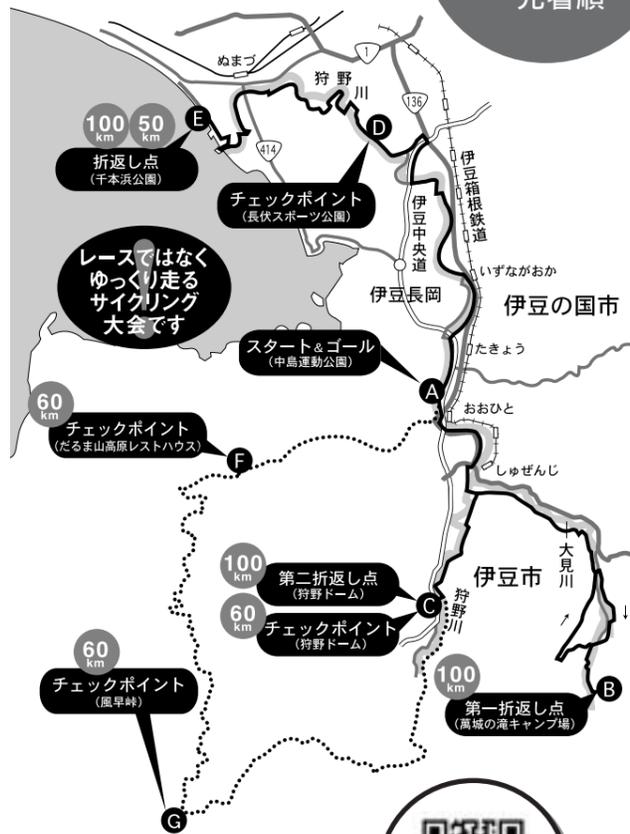
50 km コース

10月4日(日)

コース: A 中島運動公園 D 長伏スポーツ公園 E 千本浜公園 D 長伏スポーツ公園 A 中島運動公園 *距離は約 55 km となります。

コース紹介

*コースは変更する場合があります。



申込み

ホームページから申込み

<http://www.sportsentry.ne.jp/event.php?tid=19495>

専用はがきで申込み

観光協会などにあるチラシについている専用はがきで申込み。

問合せ 狩野川 100 km サイクリング実行委員会(伊豆の国市観光協会内)

電話 055 948 0304

ホームページ

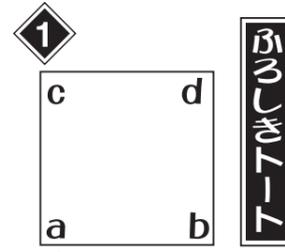
<http://www.conception.co.jp/ohito/>



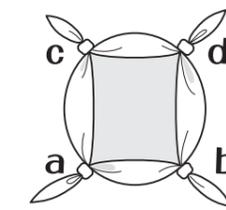
申し込みは

9/25(金)まで

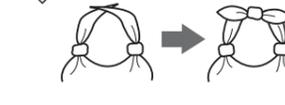
*先着順



② それぞれの先が長めに出るよう結び



③ aとbを結び



④ cとdを結び



「豆知識」
ふるしきでできる簡単エコバックの作り方を紹介。気分によって、日によって、柄や大きさを覚えて、楽しみながらエコ生活を送りましょう。



お買い物包み

①



② aとbを結び



③ cとdを結び



始まりました! レジ袋有料化

7月1日から
未来を担うこどものために残そう豊かな環境
問合せ クリーン課 電話 055-949-6805

7月のレジ袋有料化スタートに向け、事業者や市、市民団体らは、5月から各店舗でマイバックの利用を含めた店頭広報キャンペーンを行ってきました。

その結果、レジ袋辞退率が徐々に上昇しており、各店舗の有料化スタート後のレジ袋辞退率目標 80% を、すでに7月にクリアした店舗も出たほどでした。これも市民の皆さんの意識があっこそですので、引き続きマイバック・マイバスケットの持参にご協力をお願いします。

レジ袋辞退率の推移

レジ袋有料化 取り組み参加事業者	レジ袋辞退率		
	5月	6月	7月
マックスバリュ伊豆長岡店	25.9%	26.5%	82.4%
マックスバリュEX 菫山店	21.4%	24.1%	76.7%
マックスバリュEX 大仁店	22.6%	26.7%	80.8%
アビタ大仁店	33.8%	34.5%	79.2%
エース伊豆長岡店	17.9%	20.3%	44.2%
キミサワ伊豆長岡店	-	-	90.0%

美しい街並みを目指して 違法な「はり紙」は除却を

「はり紙は許可が必要」
まちなかの公共物(ごみの集積所、バス待合所、地区集会所など)や個人宅の建物や塀などに、知らないうちに「はり紙」などの広告物が貼られていることはありませんか。
このような広告物を貼るときは、屋外広告物法に基づき「許可の申請」が必要ですが、その多くが許可なく貼られているのが現状です。
これらの「はり紙」は、許可を受けていないこと、管理されていないこと、建物の所有者や管理者の承諾を得ていないことなどの点から、貼った者に連絡し、「除却」を要請するか、建物の所有者や管理者自身が「除却」することが求められます。
職員が除却します
しかし、自ら「除却」することが困難であると判断されたときには、市の職員が所有者や管理者の了承を得て、立



ごみの集積所にも 家の壁に貼られた広告